

## ○久喜市立小・中学校学区等審議会条例

(設置)

第1条 久喜市立小・中学校の適正な配置及び学区等について審議するため、久喜市立小・中学校学区等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、小・中学校の適正な配置及び学区等に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 児童・生徒の保護者
- (3) 市立小・中学校長
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。